

# 令和 5 年度 社会福祉法人 雄岡山福祉会 桜の宮児童館

## 放課後児童クラブ（学童保育）入会のご案内

令和 5 年 4 月に開館する桜の宮児童館は、民設民営の児童館です。令和 5 年度の桜の宮児童館放課後児童クラブ（学童保育）を下記の要領で開設いたします。入会ご希望の方は、この案内をよくお読みいただき、「神戸市立桜の宮児童館」まで、申し込みください。

### 記

#### 1 放課後児童クラブ（学童保育）とは

保護者が働いているなど、放課後大人の家族が家にいない小学生のために開設しているものです。子育てと仕事の両立支援や、放課後における児童の健全育成を目的としています。

#### 2 対象となる児童

桜の宮小学校地域を中心に在住する小学校 1 年生から 6 年生までの児童で、次の（1）～（3）の要件を満たしていることが必要です。

（1）保護者が働いている家庭、またはこれに準ずる家庭の児童

（週 3 日以上 午後 2 時半以降の在職証明）

（2）昼間、保護者または祖父母など、保護者に準ずる方がいない家庭の児童

（3）学校や家から児童館に一人で来て一人で帰ることができる児童、および排泄や食事が一人でできる児童

※原則、夏休みなどの長期休暇のみの利用はできません。

#### 3 開設期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）～令和 6 年 3 月 31 日（日）

ただし、日曜日、祝日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く。

※ 放課後児童クラブを利用中に大雨警報等が発表された場合は、

・学童開館時間前に警報が発表 → 閉館します

・学童保育中に警報が発表 → 引き続き学童保育を実施しますが、安全上早めのお迎えをお願い致します。

（警報が発表されてからの利用、および自由来館での利用はできません。）

※ 特別警報発表時や公共交通機関が運休している場合などは閉館となる場合もありますのでご注意ください。

※ インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などのため学級閉鎖や学年閉鎖となっている時、対象となっている学級・学年の児童は自宅待機となります。

※ 新型コロナウイルス感染症が放課後児童クラブ内で発症した場合、一定期間放課後児童クラブを閉館する場合があります。閉館中は自宅待機となります。（開館していても、児童が罹患や濃厚接触者に指定された場合や、PCR 検査期間中等は、自宅待機をお願いしております。）

## 4 開館時間

平日	放課後	～	17時（延長は19時まで）
土曜日	8時	～	17時（延長は19時まで）
学校休業日	8時	～	17時（延長は19時まで）

- ※ 延長利用は1時間毎に下記 5の延長利用料が必要です。
- ※ 延長利用の場合は、必ずお迎えをお願いします。
- ※ 学校で給食のない日や土曜日、学校休業日には、弁当を持たせてください。

## 5 基本利用料、諸費（おやつ代等）及び ICT システム料

放課後児童クラブの利用には次の料金が必要です。基本利用料・延長利用料・諸費（おやつ代等）については、毎月末日に当該月分を口座より引き落しいたします。残高不足の無いようにご確認ください。

また、放課後児童クラブでは毎日おやつを用意します。諸費（おやつ代等）の一部は、「誕生日会」等の経費に充てることもあります。

基本利用料	月額 4,500円
延長利用料（17:00～18:00）	月額 1,500円
延長利用料（17:00～19:00）	月額 3,000円
諸費（おやつ代等）	月額 1,500円
ICT システム料	0円

**桜の宮児童館は民設民営の児童館です。神戸市の運営補助については他の公立児童館と違いがあるため、利用料等の変更が生じることがあります。**

- ※ 基本利用料・延長利用料について、日割り計算はしていません。1日でも登録があれば利用がない場合でも月額利用料を納めていただきます。
- ※ 退会や休会をされる場合は、必ず前月末までに退会届または休会届をご提出ください。
- ※ 口座から引き落としができなかった場合は、再度引き落としすることができないので、お渡しする請求書により指定する金融機関で納入をお願いします。

### ◎ 学童ブレインシステム（ICT 来退所管理システム）について

児童の出欠管理や保護者様へのご連絡をより円滑に行うことを目的に、学童ブレインを導入しています。必ず、システム利用の登録をお願いいたします。

## 6 減免制度

基本利用料および延長利用料に減免制度があります。減免申請書および利用料減免制度のご案内は、神戸市ホームページに記載がありますのでご一読ください。



[https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/jidokan/gakudo/genmen\\_m.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/jidokan/gakudo/genmen_m.html)

減免の要件に該当する場合は、減免申請書と別表記載の必要書類を下記送付先まで送付ください。

減免区分	金額	必要書類
◎ 生活保護受給世帯	全額免除 (月額 0円)	生活保護適用証明書
◎ 市民税非課税世帯 のうち母子・父子家庭	全額免除 (月額 0円)	児童扶養手当証書又は ひとり親家庭等医療費受給者証の写しと 保護者の <u>令和4</u> 年度市民税非課税証明書 ( <u>令和3</u> 年分所得)
◎ 所得税非課税世帯 <u>※平成22年度税制改正前の 扶養控除を適用した場合に非 課税扱いになる世帯を含む</u>	半額免除 (基本利用料 2,250円 18時延長 750円 19時延長 1,500円)	<u>令和4</u> 年分所得税非課税 ( <u>令和4</u> 年分所得)を証明するものが必要 (源泉徴収票、確定申告書などの写し)

提出先	提出書類
〒650-0032 神戸市中央区伊藤町1-1-1番地神戸商工中金ビル4F 神戸市行政事務センター（学童保育担当） TEL(078)-381-5533	減免申請書  上記「6 減免制度」に記載している必要書類

- ※ 申請は毎年度必要です。
- ※ 諸費および代金については、減免制度はありません。
- ※ 年度途中からの減免適用については、申請月の翌月からの適用となります。
- ※ 減免の事項に該当しなくなった場合は、速やかに届けてください。

**桜の宮児童館は民設民営の児童館ですので、一旦利用料をお支払いいただいてから、神戸市より償還（返金）されるシステムとなります。**

## 8 注意事項

- (1) 現在、神戸市立桜の宮児童館を利用中の方も、新規に申し込みをしてください。
- (2) 事故等について
  - ① 放課後児童クラブでの事故や発病等緊急事態発生の際は電話連絡します。その際には速やかに迎えに来てください。緊急連絡先は正確に、また変更のあった場合は必ずお届けください。
  - ② 放課後児童クラブの管理下でない行動中に生じた事故、また持病や児童の責めに帰すべき事故については責任を負いかねます。
- (3) 離職や転居などによって入会要件を失った場合は、必ず届けてください。1ヶ月以上無断欠席が続く場合や、申し込み時の就労状況等に虚偽のある場合は退会していただくことがあります。
- (4) 家庭の事情により長期にお休みされる場合は、前月末までに休会届を提出してください。ただし、年度内で合計2ヶ月を超える休会はできません。
- (5) 年度途中でも正当な理由なく利用料等を滞納した場合は、退会していただくことがあります
- (6) 利用料の滞納がある場合は、**翌年度4月1日以降の継続利用・再入会および兄弟姉妹の入会を承諾できません。**(諸費(おやつ代等)についても同様です。)
- (7) **集団生活を営むうえで著しく支障のあるときは、退会していただくことがあります。**

## 9 保護者の方へのお願い

- (1) 児童の出欠管理や保護者様へのご連絡を円滑に行うことを目的に、学童ブレイン(ICTシステム)の導入を進めております。システム利用の登録にご協力いただきますようお願いいたします。
- (2) お子さんが放課後児童クラブを休まれるときは、必ず事前に連絡してください。
- (3) 保護者の方がお休みの日など、自宅に居られるときは、親子のふれあいを大切にしてください。ため学童保育をお休みにし、自宅で過ごすよう努めてください。
- (4) 放課後児童クラブでは個別懇談会を開きます。どんなことでもご相談ください。

### ◎ 各提出書類の提出先

提出先	提出書類
社会福祉法人 雄岡山福祉会	桜の宮児童館放課後児童クラブ入会申込書
桜の宮児童館	在職証明書*または事業経営届・誓約書

※ 就労先を変更された場合は、再度新たに在職証明書をご提出ください。

※ 入会条件等により、追加で書類を提出いただく場合があります。